

埋蔵文化財本発掘調査の経費が変わります

(お知らせ)

令和5年10月1日

文化財保護法では、遺跡内(周知の埋蔵文化財包蔵地)において土木工事などの開発事業を行う場合には、事前の届出等を行うよう求めています。

この土木工事等の開発事業の届出等があった場合、京都府教育委員会でその取り扱い方法を決めます。

そして協議の結果、やむをえず遺跡を現状のまま保存できない場合には事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残し(記録保存)、その経費については開発事業者方にご負担を求めています(事業者負担)。

乙訓2市1町(向日市、長岡京市、大山崎町)では、この発掘調査に係る経費を平方メートル単価として同一金額にしています。

現行の発掘調査経費20,000円/㎡(税別)は、平成9年度に定められたものですが、近年の物価高騰や人件費の上昇に伴い、費用が逼迫していることから、下記のとおり経費の改定を実施させていただきます。

記

- 1 発掘調査経費 21,000円/㎡(税別)
- 2 改定日 令和6年4月1日現地調査開始分から
- 3 発掘調査の積算例 開発等により遺跡が破壊される面積×21,000円(税別)
〔例〕建築面積200㎡の場合
(200㎡×21,000円)+消費税=4,620,000円
- 4 お問い合わせ先 向日市教育委員会 教育総務課文化財係
075-874-3860

以上